

令和7年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和7年12月19日（金） 午後3時00分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻君	6番	川岸	真喜君
2番	一之瀬	浩治君	7番	富永	勉君
3番	大谷	重温君	8番	山口	久男君
4番			9番	神細工	宗宏君
5番	木下	茂樹君	10番	菅森	照雄君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のために出席した者の職氏名

町長	久保久良君	福祉保健課長	林優子君
教育長	青木靖夫君	産業環境課長	野村博君
会計管理者	岡田伊久人君	地域整備課長	飯尾俊一君
企画課長	藤本一之君	学校教育課長	伊東瑞江君
総務課長	本多正浩君	教育総務課長	谷川嘉崇君
税務住民課長	小菅俊二君	生涯学習課長	竹田幸司君

◎議会事務局

事務局 長 大岡 まゆみ 書記 西村 俊之

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第69号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第4号）について
（予算特別委員長報告）

日程第3 議案第70号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
（総務常任委員長報告）

日程第4 委員会の閉会中の継続審査について

日程第5 議案第72号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 議案第73号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第74号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第8 議案第75号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第76号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第77号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第78号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第79号 令和7年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 発委第5号 多賀町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議員派遣の件について
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について
（総務常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会広報常任委員会）
（議会運営委員会）
（議会改革特別委員会）

(開会 午後 3時00分)

○議長(富永勉君) ただ今から、令和7年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(富永勉君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に町長から追加議案8件、議会から委員会提出議案として発委1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長および予算特別委員長に付託結果の報告を求め、委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和7年12月第4回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、12月定例会を再開いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用の中ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は12月2日に開会し、本日までの18日間には、本会議をはじめ、一般質問での貴重なご意見や、総務委員会、予算特別委員会では慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は最終日ではございますが、追加議案として合わせて8議案を提出させていただきました。議員の皆様には、円滑かつ適切にご決議賜りますようよろしくお願いいたします。ご挨拶とさせていただきます。

(開議 午後 3時01分)

○議長(富永勉君) ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(富永勉君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名せず、開会時の指名議員とします。

○議長(富永勉君) 日程第2 議案第69号および日程第3 議案第70号を一括議題とし、総務常任委員長、予算特別委員長より付託案件の審査の結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

6番、川岸真喜総務常任委員長。

〔総務常任委員長 川岸真喜君 登壇〕

○総務常任委員長（川岸真喜君） 総務常任委員会における付託案件の審査結果を報告いたします。本会議において当委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果を会議規則第77条の規定により報告いたします。

付託されました案件は、「議案第70号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」であります。

審査の経過について。12月5日午前9時より役場3階第1委員会室において、委員全員と町長、総務課長、福祉保健課長、同課長補佐の出席を求め、委員会を開催しました。

林福祉保健課長から今回の補正予算の説明がありました。今回の補正予算は既定の歳入歳出予算にそれぞれ338万円を追加し、総額8億9,649万円とする。追加の主な理由は、介護給付費で増加が見込まれることと、システム改修費、その他人件費である。

歳入の主なものは、住宅改修など介護給付費の国の負担分が10万円、県の負担分が6万円、町の負担分を一般会計から6万円、65歳以上の1号被保険者の負担分を繰越金から12万円、2号被保険者の負担分を支払基金交付金から14万円、国の調整交付金から3万円を受け入れる。また、システム改修費には、事業費115万円の2分の1に当たる58万円を国から補助される。その他、システム改修事業の町負担分などを含む230万円を一般会計から繰り入れる。

また、歳出では、給与所得控除の算定に必要なシステム改修委託料に115万円、住宅改修などの介護予防サービスに50万円、シルバー人材センターに委託している介護予防教室の送迎に関わる人件費の増加分や、訪問型・通所型サービスの負担金168万円などであるとの説明がありました。

次に、質疑応答に入りました。

委員から、介護予防教室の送迎に係る人件費はいくらに上がったのかとの問いに対し、1,070円から1,171円に上がったとの説明がありました。

また、委員から、この件について、県内の最低賃金は現在いくらかとの問いに対し、1,080円であるとの説明がありました。

また、委員から、介護予防の住宅改修について、今回のように、予算が足りなくなったら、来年度まで待ってもらわずに、その都度補正予算で対応するのか。またその理由はどの問いに対し、介護保険の給付の場合は、その都度必要な方に給付しなければならないので、予算が足りないときは、翌年度まで待ってもらうことなく補正予算で対応するとの説明がありました。

また、委員から、システム改修は、国の負担が2分の1と少ない。町の負担が2分の1というのは大きいように思う。以前から2分の1補助なのかとの問いに対し、介護保険に関するシステム改修については、以前から国の補助は2分の1であるとの説明があ

りました。

また、委員から、今回の介護給付費の1号被保険者の負担分に前年度からの繰越金が使われているが、以前からそうなのかとの問いに対し、65歳以上の方の保険料をプールして給付に充てているが、会計が黒字の場合など、繰越金として事業に必要な費用に充てているとの説明がありました。

また、委員から、この件について、繰越金ができるということは、集めた保険料が余っていることになるのかとの問いに対し、保険料を集めたものの、給付に回さず、余ってきている。その場合は基金に積み立てているとの説明がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第70号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」は、賛成全員で可決すべきものと決定しました。

以上で総務常任委員会における付託案件の審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

8番、山口久男予算特別委員長。

〔予算特別委員長 山口久男君 登壇〕

○予算特別委員長（山口久男君） 予算特別委員会に付託されました「議案第69号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第4号）」について審査を行いましたので、会議規則の規定により予算特別委員会報告を行います。

12月9日の午前9時より委員全員と議長、執行者側より町長、教育長、会計管理者、各担当課長、参事、課長補佐および担当係長等の出席を求め、審査を行いました。

各課に関する事項について、予算の説明を受け所管ごとに審査を行いましたので、その経過ならびに結果について報告します。

令和7年度多賀町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,828万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億821万8,000円とするものです。地方債の補正は、多賀小学校校舎改修事業が完了したことにより、起債限度額を750万円減額し、5,050万円に借入れ限度額の変更をするものです。

次に、歳入の主なものについてです。

国庫支出金では、総務費国庫補助金は、自治体情報システムの標準化に係る追加経費として、デジタル基盤改革支援補助金3,560万3,000円の受入れ、土木費国庫交付金は、ハザードマップ作成経費として補助率2分の1の400万円を受け入れるものです。県支出金では、教育費県補助金は、わたSHIGA輝く国スポ運営交付金について、事業完了に伴う精算により28万1,000円を減額するものです。寄附金では、ふるさと納税で4,000万円を追加し、今年度の寄付見込額を3億2,000万円とするものです。繰入金は、多賀小学校のトイレ施設改修工事が完了し、精算の結果、財源充当していた財政調整基金からの繰入れを248万1,000円減額するものです。繰越金は、今回の補正財源として4,791万7,000円を充当するものです。町債では、

750万円を減額するものです。

次に、歳出についてです。

総務費では、一般管理費はふるさと納税寄付額として4,000万円の増額を見込み、手数料8万4,000円と委託料1,991万6,000円、合わせて寄付額の2分の1、2,000万円の追加であります。電子計算費、委託料では、自治体情報システムの標準化の追加費用等合わせて3,429万5,000円、公共交通対策費では、コミュニティバス運行に係る賃金改善および使用車両の修繕等の支援、運行対策費補助金234万1,000円です。賦課徴税费では、個人住民税申告に係る電子申告対応のためシステム改修委託料110万円、法人町民税の更正申告による過年度還付金200万円の追加です。

民生費、介護生活支援費では、介護保険特別会計の補正予算に伴う一般会計からの繰出金236万円です。子育て支援対策費では、放課後児童クラブの運営費で送迎委託料契約額との差額233万4,000円を減額、施設改修費として、防犯カメラの設置費用167万7,000円です。

衛生費、保健事業費では、予防接種委託料は、带状疱疹予防接種費用について、不足額320万7,000円の追加です。

農業水産業費、土地改良事業対策費では、前野池擁壁改修工事に係る追加分として250万円、芹川沿岸土地改良区の管理施設における修繕補助として、県補助残の30%、167万1,000円です。次に、間伐実施事業では、間伐材有効活用事業補助金として、林業団体が実施する間伐面積が増加見込みのため80万4,000円の追加です。

商工費、商工振興費では、住宅リフォーム促進事業補助金で、年度末までの利用見込みからの60万円の追加です。

消防費、消防施設費では、各集落の消防施設整備・充実に資するため、交付している補助金について53万3,000円の追加、災害対策費では、滋賀県と連携して災害ハザードマップを効果的、効率的に作成するための委託料800万円です。

教育費、小学校費では、多賀小学校、大滝小学校とも消防施設の修繕料として113万4,000円、物価高騰による給食・食材対応として賄材料費419万5,000円、施設維持補修工事費として、多賀小学校の校舎雨漏り修繕工事1,540万円です。多賀小学校のトイレ改修工事は完了し、施設改修工事費1,069万1,000円を減額するものです。中学校費では、消防施設の修繕料として35万7,000円、物価高騰による給食・食材対応として賄材料費73万4,000円です。保健体育費では、国スポ負担金101万8,000円の減額、あけぼの多賀管理費では、館内の液晶プロジェクターが故障したため、更新費用として備品購入費75万1,000円です。

諸支出金では、ふるさと納税増額分4,000万円の2分の1、2,000万円を多賀町まちづくり基金に積み立て、来年度の財源として確保するものです。

以上が今回提案された主な補正予算の概要であります。

以下、質疑の主なものを申し上げます。

総務課所管についてです。消防設備費に関する質疑に対し、消火栓や各地域の防災備品については、補助金を出す案内はしています。昨年度と今年度は消火栓の点検をし、老朽化でホースの損傷や設備が全部そろっていないケースもあることから、補助率を上げて重点的に支援をさせていただくということで周知しております。今年度が2年目の最終年のため、区長会において改めて消火栓の修繕については補助率を上げると同時に上限も撤廃していることの周知をしたところ、要望が上がってきましたので、その部分について、不足を今回の補正予算で計上させていただきましたとの答弁がありました。

次に、ハザードマップ作成委託料800万円の費用は、委託してデータを集めるだけなのか、集落に配布するところまでの事業なのか。また、業者の選定はどうかとの質疑に対し、ハザードマップ3,800部の作成を見込んだものです。地震の情報と土砂の情報がいつ県から頂けるのかが今のところ流動的な状況ですので、令和8年度中につくったデータを用いて、令和9年度に印刷業務だけ分けて行うということも考えております。今、県からは情報はまだ頂けてないので、今は流動的な状況です。各近隣市町とも情報交換しながら検討を進めております。800万円の補正予算については、3,800部を印刷して配布するもので、委託業者は一般競争入札を考えておりますとの答弁がありました。

次に、企画課所管についてです。電算構築委託料の3,300万円の内訳はどうかとの質疑に対し、移行した標準準拠システムと、移行が遅れている業務を4月以降の連携を構築させるための費用と、移行が完了した業務と6町クラウドの連携を構築させるための費用などになりますとの答弁がありました。

コミュニティバスの運行対策補助金について、運転手の賃金だけではなく、バスの修理も全て多賀町が費用負担するののかとの質疑に対し、バスの修繕に係る費用もこの補助金の中に入っております。今年度修繕したバスの台数は、甲良線で1台、多賀線で4台の修繕をしております。修繕に係る費用について、物価高騰の影響を受け修理費用が上がっており、今回の補正で対応させていただきたいと考えております。費用負担について、複数市町にまたがる路線については、距離等で按分し、多賀町負担分として予算計上したものですとの答弁がありました。

次に、税務住民課所管についてです。システム改修委託料110万円の財源はについての質疑に対し、税のシステム改修については、基本的には各市町対応であり、補助がない場合が多くあります。今回も一般財源で対応しますとの答弁がありました。

次に、福祉保健課所管についてです。带状疱疹接種費用について、不活化ワクチン44人、生ワクチンが10人は当初の予算なのか今回の補正の対象なのかとの質疑に対し、不活化ワクチン44人、生ワクチンが10人は10月から3月までの接種見込み人数です。今回の带状疱疹接種費用の補正については、当初予算では1か月分、30万円程度しか見込んでおりませんでしたので、1年間の費用を見込んだ分から1か月を差し引き、

その費用をまず出して、あと乳幼児の予防接種についても、出生数が少なくなっておりますので、若干、乳幼児予防接種の部分で余りが出ており、带状疱疹の不足の部分に充てられる部分が出てきております。それを带状疱疹接種費用の不足分に充当させ、予防接種委託料全体として今回302万7,000円の補正となりますとの答弁がありました。

次に、ワクチンの費用負担割合はどうかとの質疑に対し、带状疱疹について、個人負担は単価の3割で、残り7割を町負担と設定しておりますとの答弁がありました。

次に、訪問入浴サービスについての質疑に対し、訪問入浴は、バスタブごと持ち込み、利用者宅の水を利用させていただいてサービスを提供するものです。看護師を含む3名体制であり、時間は1件当たり約45分以内に全てを完了することになっておりますとの答弁がありました。

带状疱疹ワクチンについて、3割が個人負担、7割が町負担とのことであるが、定期接種の場合、国の交付金はどうかとの質疑に対し、財源としては今年度の普通交付税の中の算入経費に含んでいます。定期接種含め予防接種について、今回の補正予算を含めると3,600万円程度になります。带状疱疹を含め定期接種については、3割程度国の普通交付税の基準財政需要額に入り、定期接種については3割程度財源措置がされています。県の補助はありませんとの答弁がありました。

次に、産業環境課についてです。前野池の土地改良事業対策費について、今年度6月議会で544万円の補正予算と、今回さらに250万円の補正予算の計上となっているが、6月の補正で対処できなかったのかとの質疑に対し、6月の段階で補正させていただいている540万円のうち233万円を追加させていただきました。今回の補正の内容について、甘土等の移動であり、その時点では必要性に気づいておりませんでした。現場で今回仮設道路を造るに当たり、田んぼの中に仮設道路を設置することになり、そのときに甘土の撤去、復旧の必要が発覚し、後の設計変更となったことによるものとするとの答弁がありました。

土田区の県小規模土地改良事業補助金について、隣接する民家の陥没等々の被害はなかったのかとの質疑に対し、当家の方からもご相談を受けておりますが、県の事業であります。県がその影響を調査するように指示をされていますとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管についてです。あけぼのパーク管理費の備品購入費について、プロジェクターは何年前のもので、どの程度使用されているのか。以前の購入先はどこで、次の業者の選定の方法はどうかとの質疑に対し、あけぼのパークのプロジェクターは、平成23年に開催されました星空の街・あおぞらの街の際に購入し、設置後14年程度経過しております。現在、毎月映画会で使用しております。その他の事業も合わせて年間20回程度使用しております。経年劣化で画面の色が変色しておりますので、早急に更新をしたいと考えております。前回の購入先については、今把握できておりませんが、今回の購入については見積り入札をお願いするつもりであり、複数の事業者から

見積り、契約したいと考えておりますとの答弁がありました。

多賀小学校の施設維持補修工事費 1,540 万円についての内容についての質疑に対し、多賀小南校舎の雨漏りがあり、工事内容は防水シートの全面張り替え工事であり、張り替え防水シートの面積は 660 m²になります。基本的には一般競争入札等になると思いますとの答弁がありました。

小学校・中学校費の給食賄い材料費の保護者負担についての質疑に対し、公費負担であり、保護者負担は求めない考えですとの答弁がありました。

あけぼのパークの独自のホームページを多賀町のホームページに組み込む予算について、これまでの経緯はどうかとの質疑に対し、あけぼのパークのホームページは多数の画像を掲載しており情報量が多いため、個別のサーバーで独自に運用していたが、多賀町と同じサーバー使用が可能になり、効率化の観点から町のホームページに統合しましたとの答弁がありました。

以上、全ての質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第 69 号 令和 7 年度多賀町一般会計補正予算（第 4 号）」について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長（富永勉君） 以上で、総務常任委員長報告、予算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 2 「議案第 69 号 令和 7 年度多賀町一般会計補正予算（第 4 号）」について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第 69 号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第 69 号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 「議案第 70 号 令和 7 年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第 70 号は、総務常任委員長の

報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第70号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第4 「委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。
総務常任委員長から、委員会において審議中の議案第65号については、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の審議の申出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の審査を行うことに決定をいたしました。

○議長（富永勉君） 日程第5 「議案第72号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第72号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明いたします。

追加議案書1ページをお願いいたします。

今回の改正は、本年8月の国の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与および期末・勤勉手当等が改定されたことにより、多賀町職員の給与について、国に準じ改正を行なうものでございます。

改正のポイントとしましては、民間給与との格差を解消するため、全ての階層において給与月額の上上げを行うとともに、併せて期末・勤勉手当の改正を行うものでございます。

また、通勤手当、宿日直手当につきましても、国に準じ見直しを図るものでございます。

まず、通勤手当の規定であります第15条第2項第2号の改正におきましては、通勤距離ごとの支給額について、通勤距離10km以上につきまして、5kmごとに見直しをするものでございます。10kmから15kmについて規定している第2号ウ中7,100円については7,300円に、15kmから20kmについて規定している同号エ中1万円については1万400円に、議案書に記載のとおり、同号ス中の60kmから65kmまで、

それぞれ5km刻みで規定している11区分について、改定をさせていただくものがございます。

次に、宿日直手当の規定であります第21条第1項につきましては、宿日直勤務1回につき、従前の4,400円から4,700円に引き上げ、その他、国基準に基づき、それぞれ6,600円を7,050円、2万2,000円を2万3,500円に改めるものがございます。

次に、期末手当の規定であります第22条第2項中、現在の支給割合である100分の125を100分の127.5に、100分の2.5引き上げ、また同条第3項中、これは定年前再任用短時間勤務職員の額を規定する条項でございますが、第2項と同様の改正を行い、100分の70につきましては100分の72.5に、100分の2.5引き上げるものがございます。

次に、勤勉手当の規定でございますが、第23条第2項第1号で、現在の100分の105を100分の107.5に、100分の2.5引き上げ、同項第2号において、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、100分の50を100分の52.5に、100分の2.5引き上げるものがございます。

次に、条例第3条で規定する行政職の給料表につきましては、議案書1ページから5ページのとおり国に準じ改定するものです。なお、大卒初任給となります1級25号給は月額23万2,000円となり、1万2,000円の引上げとなっております。

次に、議案書5ページの第2条では、令和8年度以降において、6月および12月に支給する期末・勤勉手当の割合が均等となるよう改めるもので、条例第22条中の期末手当について、100分の127.5を100分の126.25に、100分の72.5を100分の71.25にそれぞれ改めるものです。

また、条例第23条中の勤勉手当についても、同様の考え方で100分の107.5を100分の106.25に、100分の52.5を100分の51.25にそれぞれ改めるものがございます。

付則として、第1項、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定は令和8年4月1日から適用するものです。

第2項では、第1条の規定につきましては、第22条、第23条の改正を除き、令和7年4月1日から適用するものとし、第3項では、第22条、第23条の改正について、令和7年12月1日から適用するものです。

第4項では、改正前の規定により支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすこととし、6ページ、第5項、条例の施行に関して必要な事項を規則で定めることとしております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これですべての討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第72号 多賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第6 「議案第73号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第73号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

本改正につきましては、議案第72号と同様に、国の人事院勧告に伴い、特別職の期末手当の額の改定が行われたことにより条例の改正を行うものです。

第1条、第2条ともに、議案第72号の改正に合わせた支給率の改正を行うほか、第1条では、期末手当の額を100分の172.5から100分の177.5に、100分の5引き上げるものでございます。

第2条では、令和8年度以降において、6月および12月に支給する期末手当の割合を均等となるよう改めるもので、100分の177.5を100分の175に改めるものです。

付則として、第1項、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条につきましては、令和8年4月1日から適用するものでございます。

第2項では、第1条の改正につきましては、令和7年12月1日から適用とするものです。

第3項では、改正前の規定により支給された給与は、改正後の給与の内払いとみなすこととするものです。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第73号 多賀町特別職の職員で常勤の者の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第7 「議案第74号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第5号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 「議案第74号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書9ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正予算は、本年8月の国人事院勧告および国家公務員の給与関連法の改正、議案第72号、第73号の条例改正に基づき、特別職、職員、会計年度任用職員の給料、期末・勤勉手当を算定し、予算の過不足を調製したものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,982万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ69億4,804万円とするものです。

それでは、15ページ、歳入をご説明申し上げます。

50款10項国庫補助金、個人番号カードの交付事務費補助金50万2,000円につきましては、当該事務に当たる会計年度任用職員の人件費引上げ分に充当するものとして受け入れるものでございます。

75款繰越金は、今回の補正財源として3,932万円を充当するものです。

次に歳出でございます。

16ページから39ページでございますが、5款議会費から45款教育費まで、特別職および各所管に所属する職員、会計年度任用職員の人件費について、国人事院勧告に基づき算出し、過不足を調製させていただいております。

なお、22ページ、15款民生費、15目保育所費、31ページ、45款教育費、10目事務局費におきましては、人事異動により不用となった額があり、それぞれ減額補正させていただいております。

以上、提案説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第74号 令和7年度多賀町一般会計補正予算（第5号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第8 「議案第75号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第75号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお願いいたします。

今回お願いします補正は、本年8月の人事院勧告を受けての議案第72号の多賀町職員の給与に関する条例の改正に基づいて算出されます職員の給与改正による補正をお願いするものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億1,145万2,000円とするものでございます。

議案書の46ページをお願いいたします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

40款5項5目の一般会計繰入金は、事務費繰入金として48万2,000円を受け入れるものです。

議案書の47ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

5款5項5目の一般管理費は、一般管理事業で計上しております職員の給与改正として給料26万6,000円、職員手当等14万9,000円、共済費6万7,000円の計48万2,000円の補正をお願いするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第75号 令和7年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第9 「議案第76号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 「議案第76号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

今回の補正は、人事院勧告を受けての議案第72号の多賀町職員の給与に関する条例の改正に基づいて算出されます職員と会計年度任用職員の給与等について増額補正をお願いするものでございます。

第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,799万2,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により、54ページの歳入からご説明させていただきます。

30款繰入金、5項10目その他一般会計繰入金は、職員および会計年度職員についての給与制度改正により調整し、増額となった150万5,000円を事務費繰入金として一般会計から受け入れるものでございます。

続きまして、55ページの歳出に移らせていただきます。

5款総務費、5項5目一般管理費につきましては、会計年度任用職員の報酬、職員給料および各手当と共済費の合計26万1,000円の増額補正をお願いするものです。

17款地域支援事業費の地域包括支援センター運営費におきましては、会計年度任用職員の報酬と職員給料および各手当、共済費、合わせまして112万円を増額、56ページの45目認知症総合支援事業費では、認知症地域支援推進員である会計年度任用職員の報酬と各手当を合わせて12万4,000円の増額となり、地域支援事業費として、合計124万4,000円の増額補正をお願いするものです。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第76号 令和7年度多賀町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第10 「議案第77号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅税務住民課長。

〔税務住民課長 小菅俊二君 登壇〕

○税務住民課長（小菅俊二君） 「議案第77号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の57ページをお願いいたします。

今回お願いいたします補正は、本年の人事院勧告を受けての議案第72号の多賀町職員の給与に関する条例の改正に基づいて計算されます職員の給与改正による補正をお願いするものでございます。

第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ25万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億4,968万7,000円とするものでございます。

議案書の62ページをお願いいたします。

歳入について、事項別明細書でご説明申し上げます。

15款5項5目の事務費繰入金は、人件費繰入金として25万1,000円を受け入れるものです。

議案書の63ページをお願いします。

歳出についてご説明申し上げます。

5款5項5目の一般管理費は、一般管理事業で計上しております職員の給与改正としまして、給料14万4,000円、職員手当等7万2,000円、共済費3万5,000円の計25万1,000円の補正をお願いするものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第77号 令和7年度多賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第11 「議案第78号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第78号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の65ページをお願いいたします。

今回お願いします補正予算は、国の人事院勧告遡及適用に伴い、既決予算を精査しました結果、職員給料などの補正をお願いするものでございます。

第3条記載の収益的支出の補正につきましては、第1款第1項営業費用を122万6,000円増額し、収益的支出総額を3億3,239万3,000円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。

67ページをお願いします。

収益的支出では、1款水道事業費用、1項4目総係費では、1節給料26万7,000円、2節手当55万8,000円、5節報酬28万8,000円、6節法定福利費11万3,000円の計122万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第78号 令和7年度多賀町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第12 「議案第79号 令和7年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 「議案第79号 令和7年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」、ご説明申し上げます。

議案書の69ページをお願いいたします。

今回お願いします補正予算は、国の人事院勧告遡及適用および人事異動により、既決予算を精査しました結果、職員給料などの補正をお願いするものでございます。

第3条記載の収益的支出の補正につきましては、第1款第1項営業費用を470万7,000円減額し、収益的支出総額を5億3,416万円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書にてご説明申し上げます。

71ページをお願いします。

収益的支出では、1款下水道事業費用、1項3目総係費では、1節給料25万7,000円、2節手当61万8,000円、3節賞与引当金繰入額32万1,000円、6

節法定福利費 113万2,000円、7節法定福利費引当金繰入額 6万2,000円の計 470万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富永勉君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「議案第79号 令和7年度多賀町下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（富永勉君） 着席ください。起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長（富永勉君） 日程第13 「発委第5号 多賀町議会基本条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

神細工宗宏議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 神細工宗宏君 登壇〕

○議会改革特別委員長（神細工宗宏君） 9番、議会改革特別委員長の神細工です。「発委第5号 多賀町議会基本条例の一部を改正する条例について」、提案理由を説明いたします。

今回の条例改正は、議員のハラスメントに対する意識を強化することを目的に、議会および議員のハラスメント防止に関わる規定を基本条例に追記するため、所要の改正を行うほか、文言の修正等を行うものであります。

改正内容といたしましては、目次中「(第13条・第14条)」を「(第13条から第14条)」に改め、第13条の次に、次の1条を加える。「(ハラスメントの防止)。第13条の2 議会および議員は、ハラスメント（社会通念上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、個人の尊厳を害し、相手に精神的もしくは身体的な苦痛または不利益を与え、相手の職務環境または生活環境を害する行為をいう。以下この条において同じ。）が個人の尊厳を不当に害し、人権侵害に当たることを認識し、議員によるハラスメントの防止および議員に対するハラスメントの防止に努めなければならない。」以上であります。

また、第5条では、(町長等)についての説明を「町長および担当職員」から「町長その他の執行機関」に改め、第3項では、「町長は」を「町長等は」に改め、反問権を付与する範囲を明確にすることなど、文言の修正を行うものです。

なお、付則として、公布の日から施行することとしています。

我々議員は、住民の皆様から負託を受けて、公的権限を持つ立場であり、議会に対する信頼を損ねることのないよう、公正誠実な活動を行うといった姿勢を明確に示す必要があります。議会への信頼を高めるため、本条例の改正を行いたく、本議案を提出いたします。

以上、議員各位のご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(富永勉君) これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

「発委第5号 多賀町議会基本条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(富永勉君) 着席ください。起立全員であります。よって、発委第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長(富永勉君) 日程第14 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(富永勉君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することに決定をいたしました。

○議長(富永勉君) 日程第15 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会および議会運営委員会ならびに議会改革特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定をいたしました。

お諮りします。これまで議決されました議案について、その字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（富永勉君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程および本定例会に付されました案件は全て終了しました。

去る12月2日開会、本日までの18日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、また、議会の運営に関しましても格別のご協力を頂き、誠にありがとうございました。

これをもって令和7年12月第4回多賀町議会定例会を閉会します。

（午後 4時12分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長

多賀町議会議員

多賀町議会議員